



厚生労働省北海道労働局発表  
令和元年8月29日

担  
当

## 【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課

課 長 戸高 正博

統括特別司法監督官 加藤 孝

<電話> 011 - 709 - 2311

(内線 3542)

報道関係者 各位

## 自動車運転者を使用する事業場の84.1%で法令違反

～自動車運転者を使用する事業場に対する平成30年の監督指導状況～

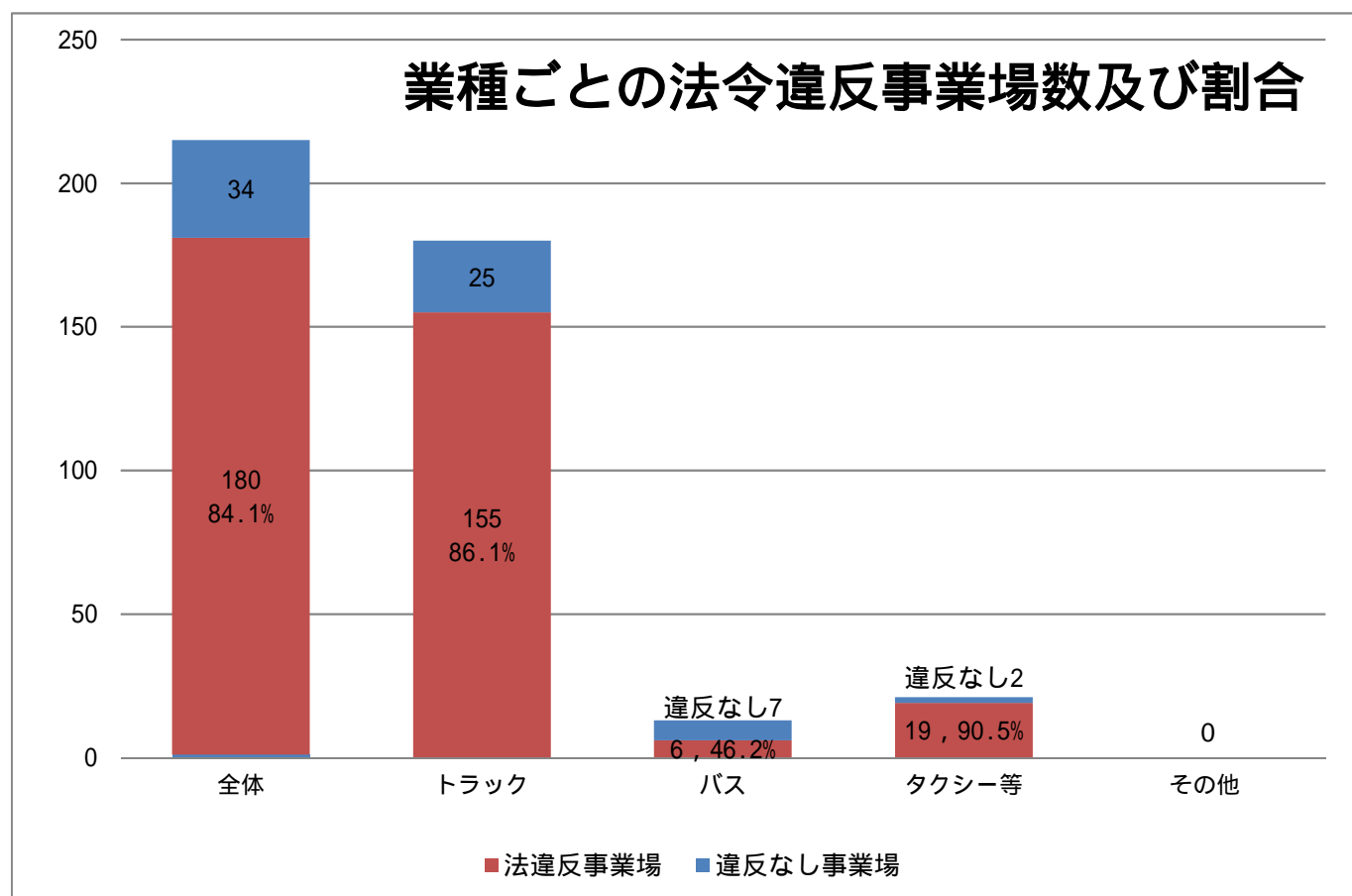
北海道労働局(局長 福士 亘)では、この度、管下17の労働基準監督署(支署)が、トラック、バス、タクシー・ハイヤーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った平成30年の監督指導の状況について取りまとめましたので、その内容を公表します。

- 1 監督指導を行った事業場は214事業場で、そのうち労働基準関係法令違反が認められたのは180事業場(84.1%)となっています(別紙の1参照)  
また、改善基準告示違反が認められたのは、142事業場(66.4%)となっています(別紙の2参照)  
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号、別添参照)
- 2 主な労働基準関係法令違反事項は、多い順に 労働時間(53.7%) 割増賃金(28.5%) 休日(7.0%)となっています(別紙の1参照)
- 3 主な改善基準告示違反事項は、多い順に 最大拘束時間(41.6%) 総拘束時間(39.3%) 連続運転時間(30.8%)となっています(別紙の2参照)  
(「拘束時間」とは始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間を合計した時間。「総拘束時間」は一定期間(トラック・タクシーは1か月間、バスは4週間)における拘束時間をいう。「最大拘束時間」は1日における拘束時間、「連続運転時間」は運転の中断をすることなく運転する時間をいう。)
- 4 改善事例  
事業主が荷主と協議を行うなどにより、労働時間の削減につなげた改善事例がありましたので、紹介します(別紙の4参照)
- 5 北海道労働局における今後の取組について  
北海道労働局では、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令の周知・啓発に努め、問題があると考えられる事業場に対しては監督指導を行うなど、引き続き自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

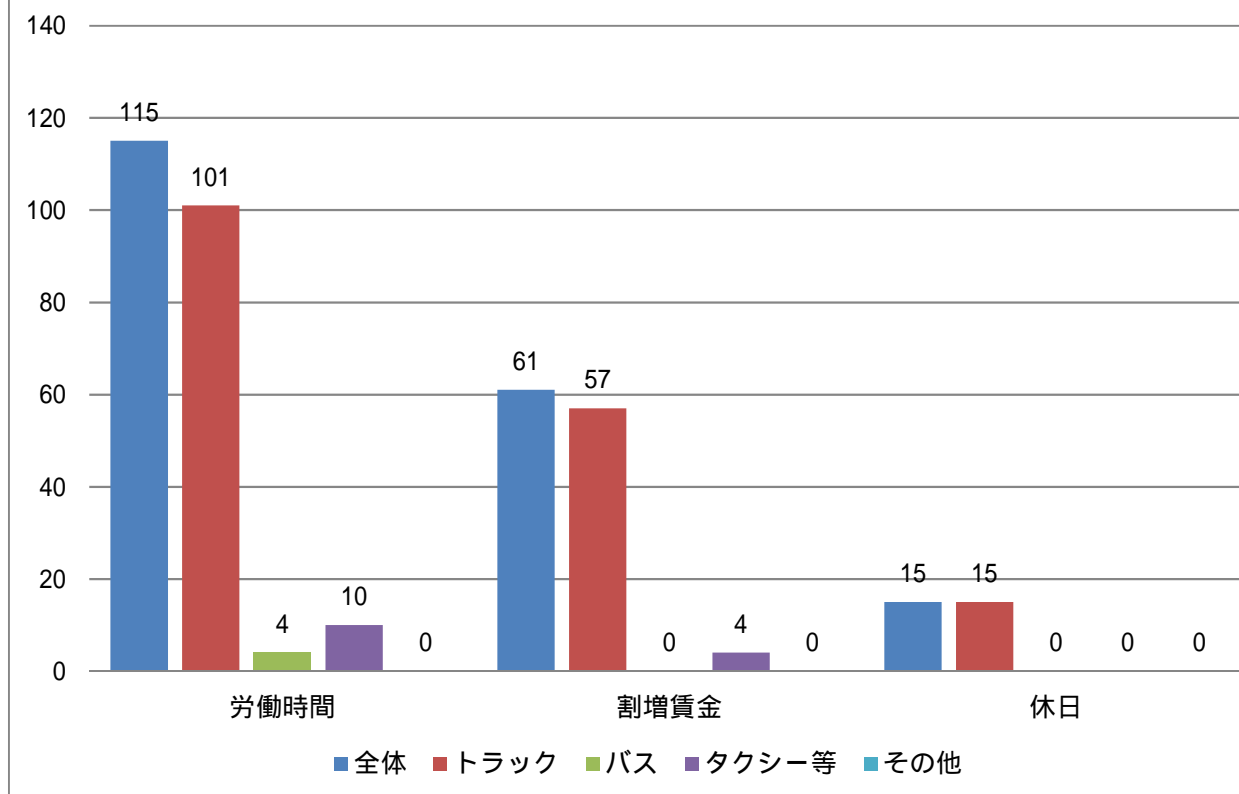
## 1 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、主な違反事項件数

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		180	155 (86.1%)	101 (56.1%)	57 (31.7%)	15 (8.3%)
バス		13	6 (46.2%)	4 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
タクシー等		21	19 (90.5%)	10 (47.6%)	4 (19.0%)	0 (0.0%)
その他		0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計		214	180 (84.1%)	115 (53.7%)	61 (28.5%)	15 (7.0%)

表中の( )内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の法令違反がある場合がある。  
タクシー等：タクシー及びハイヤー。



## 業種ごとの主な法令違反事項件数



1事業場で複数の法令違反がある場合がある。

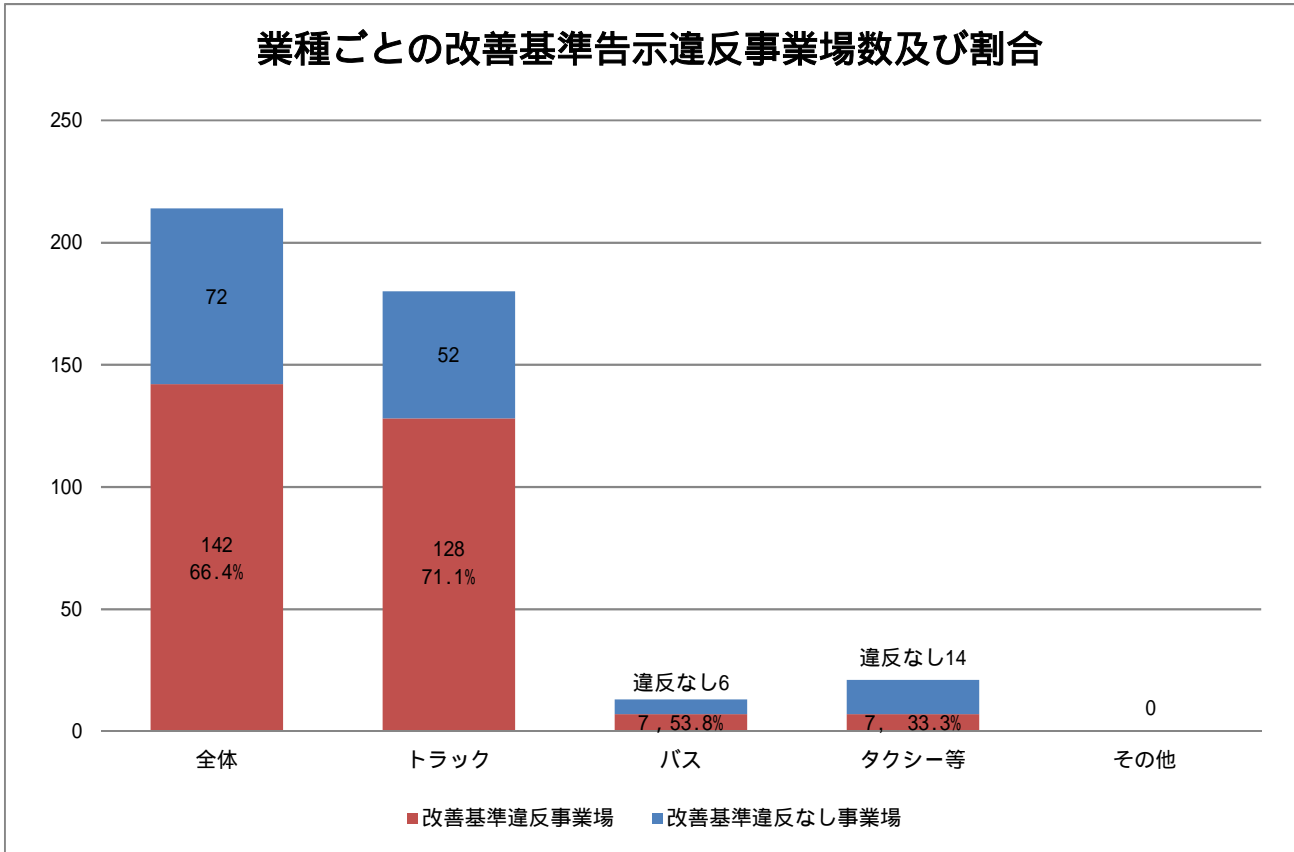
## 2 業種ごとの監督実施事業場数、改善基準告示に関する違反事業場数、主な違反事項件数

事項 業種	監督実施事業場数	改善基準告示違反事業場数	主な違反事項					
			総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
トラック	180	128 (71.1%)	77 (42.8%)	81 (45.0%)	48 (26.7%)	33 (18.3%)	64 (35.6%)	13 (7.2%)
バス	13	7 (53.8%)	4 (30.8%)	2 (15.4%)	3 (23.1%)	0 (0.0%)	2 (15.4%)	0 (0.0%)
タクシー等	21	7 (33.3%)	3 (14.3%)	6 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	214	142 (66.4%)	84 (39.3%)	89 (41.6%)	51 (23.8%)	33 (15.4%)	66 (30.8%)	13 (6.1%)

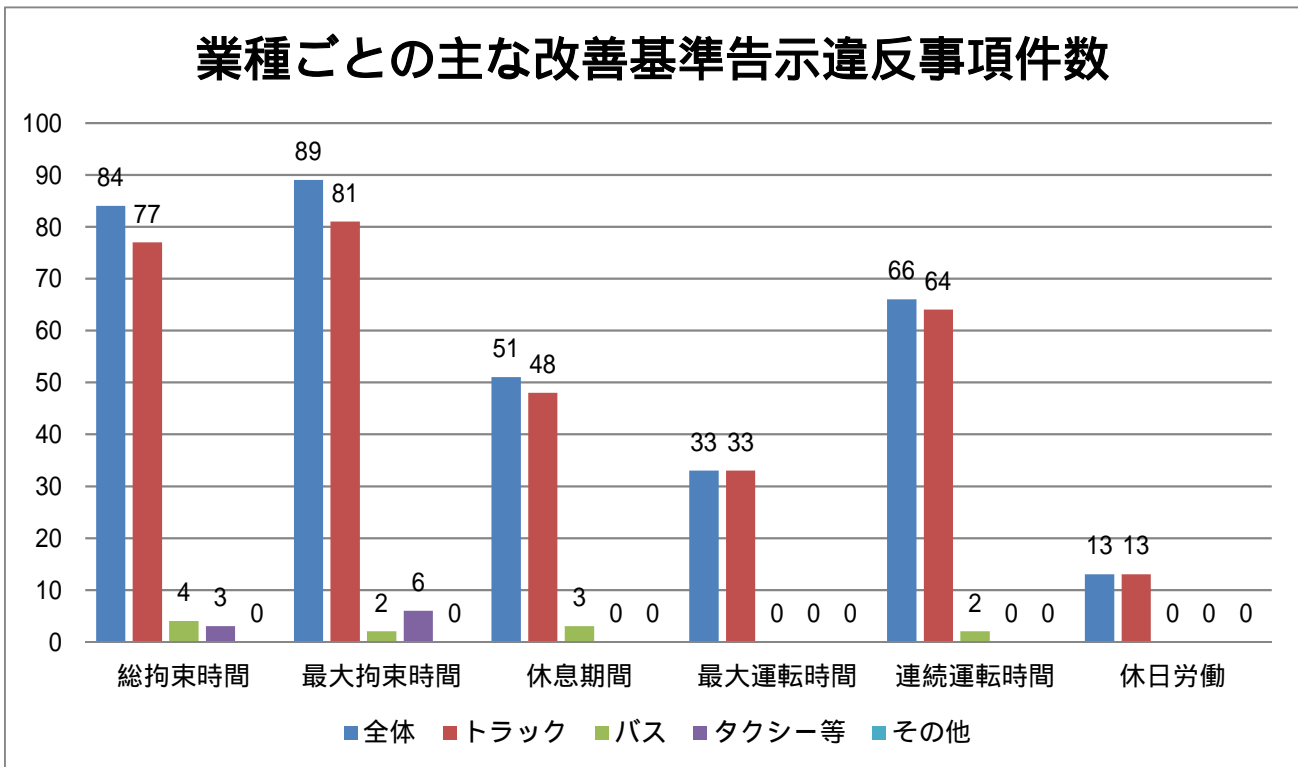
表中の( )内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の違反がある場合がある。

タクシー等：タクシー及びハイヤー。

## 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び割合



## 業種ごとの主な改善基準告示違反事項件数



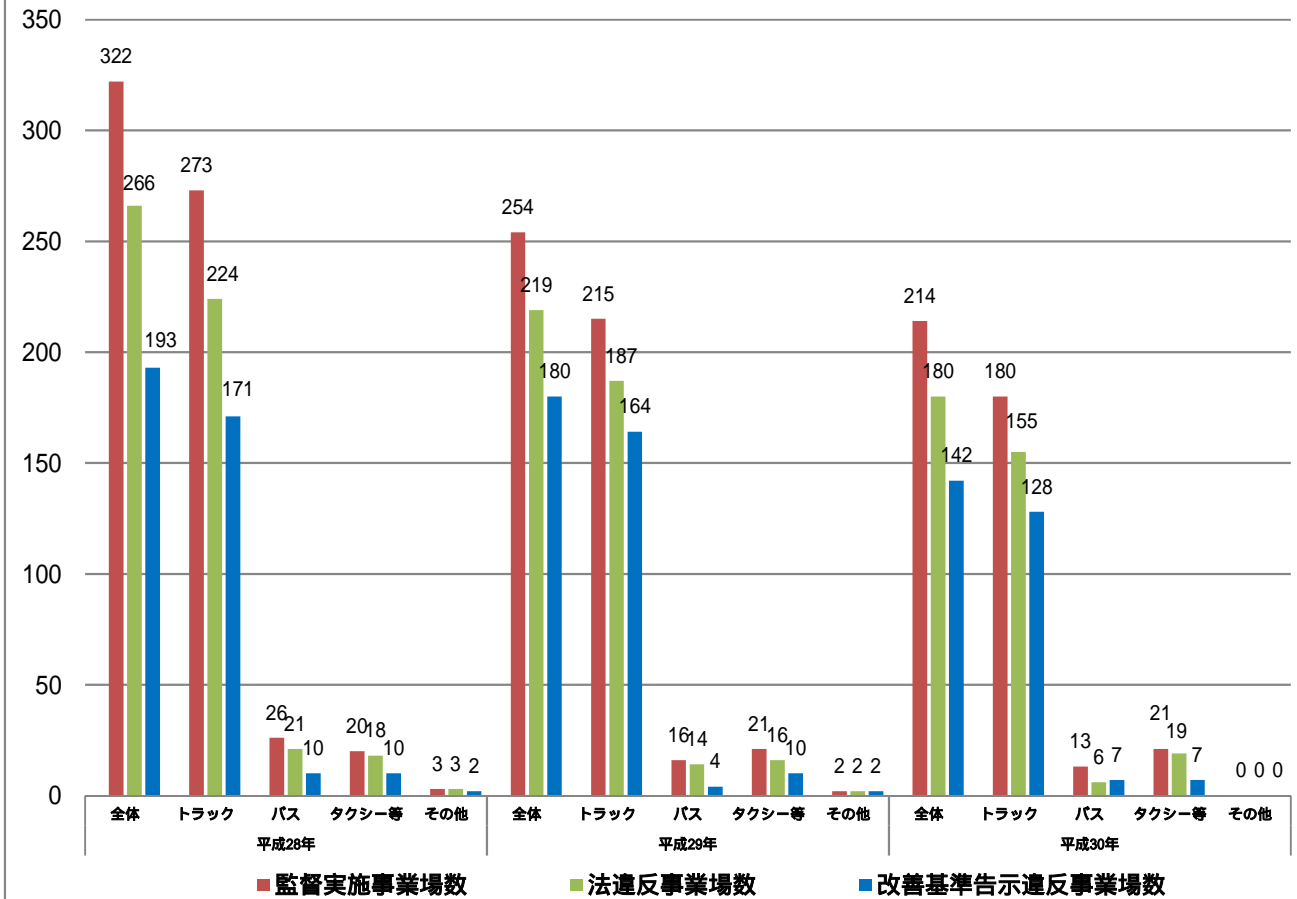
1事業場で複数の改善基準告示違反がある場合がある。

3 平成28年から平成30年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、改善基準告示違反事業場数

業種・事項		年		
		平成28年	平成29年	平成30年
トラック	監督実施事業場数	273	215	180
	労働基準関係法令違反事業場数	224 (82.1%)	187 (87.0%)	155 (86.1%)
	改善基準告示違反事業場数	171 (62.6%)	164 (76.3%)	128 (71.1%)
バス	監督実施事業場数	26	16	13
	労働基準関係法令違反事業場数	21 (80.8%)	14 (87.5%)	6 (46.2%)
	改善基準告示違反事業場数	10 (38.5%)	4 (25.0%)	7 (53.8%)
タクシー等	監督実施事業場数	20	21	21
	労働基準関係法令違反事業場数	18 (90.0%)	16 (76.2%)	19 (90.5%)
	改善基準告示違反事業場数	10 (50.0%)	10 (47.6%)	7 (33.3%)
その他	監督実施事業場数	3	2	0
	労働基準関係法令違反事業場数	3 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)
	改善基準告示違反事業場数	2 (66.7%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)
合計	監督実施事業場数	322	254	214
	労働基準関係法令違反事業場数	266 (82.6%)	219 (86.2%)	180 (84.1%)
	改善基準告示違反事業場数	193 (59.9%)	180 (70.9%)	142 (66.4%)

表中の( )内は違反率。1事業場で労働基準関係法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。  
タクシー等：タクシー及びハイヤー。

業種ごとの監督実施事業場数、法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数  
(H28年～H30年)



1事業場で法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。

#### 4 監督指導を実施した事業場における労働時間の削減等に関する取組事例

自動車運転者の長時間労働の削減のため、事業主が荷主と協議を行うなどにより、労働時間の削減につなげた事例【トラック】

##### <事例1>

###### 【事業場の状況】

自動車運転者について、36協定の協定時間を上回る月に100時間を超える時間外・休日労働が認められた。更に、時間外・休日労働が恒常的に月100時間を超える者や休日労働が1か月に3回に及ぶ者が認められた。

###### 【事業場における取組】

運転手の増員及び車両の増車を行い、賃金水準を維持したまま専属の運転手に完全週休2日となる体制を確保した。また、長距離便は運行行程を見直すことで、1日当たりの労働時間も短くし、賃金水準を維持したまま自動車運転者の時間外・休日労働の削減につなげた。

##### <事例2>

###### 【事業場の状況】

自動車運転者について、繁忙期に36協定の協定時間を上回る月に100時間を超える時間外・休日労働が半数以上の者に認められ、最も時間外・休日労働が長い者は144時間であった。

###### 【事業場における取組】

事業主が荷主へ運行行程を改善するよう申し入れを行い、また、配車計画の見直しを行う等により、自動車運転者の時間外労働・休日の削減につなげた。

# 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

## 趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

## 制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加  
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年): 運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

## 内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則 継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間＝始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間＝勤務と次の勤務の間の自由な時間

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。